

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
阿久根市	松元地区	令和2年	令和2年3月6日

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	8.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.0ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けきる面積よりも、70歳以上で後継者がいない面積と耕作放棄地面積を加えると約2.2haとなり、新たな農地の受け手の確保が必要である。また、耕作放棄地が周囲の農地に及ぼす影響もあり多面的支払交付金事業を実施している山下地区自然を守る会との協働も併せて推進しなければならない。
---

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

波留区における農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか入り作を希望する認定農業者の受け入れを促進する。
山下馬場区における農地利用は、イチゴ及び稲苗の施設利用型の認定農業者及び認定新規就農者が担い、入り作を希望する新規認定農業者等の受け入れを促進する。
対象地区内における農地利用は、対象集落の経営体の他に水稻を基幹としている認定農業者及びイチゴを基幹とする認定農業者が入作しており、水稻においては今後も拡大意向であるため増反を推進する。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、84筆、85,419㎡となっている。
不耕作地における貸付意向 5筆、3,093㎡
不耕作地における売渡意向 2筆、3,965㎡
基盤整備への取組方針 現在、県営農地整備事業(中山間地域型)阿久根南部地区による用排水路の整備が計画されており、生産効率の向上や農地集積・集約化を図る。
農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	山下字松元1651	372		
2	山下字松元1650	343		
3	山下字藤之迫1730	948		
4	山下字桜淵2330-1	833		
5	山下字桜淵2337	597		
6	波留字桜淵2338			2,544
7	波留字桜淵2344			1,421
	計	3,093		3,965

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。